

昭天瑞民商だより

昭和天白瑞穂民主商工会

名古屋市瑞穂区大喜新町2-4

TEL:052-889-6611

FAX:052-889-6610

インボイス制度に登録するかはよく考えて

コロナに
負けるな!

来年、10月から始まるインボイス制度【適格請求書発行事業者登録すが、通常3月31日までに登録すれば、10月1日からの制度開始に間に合うとされていますが、この度11月14日に国税庁へいくつか質問を行いました。

①9月30日に登録申請すれば、10月1日から有効な登録番号が交付されるか？税務署から番号取得するまでの期間は、どう対応すればいいのか？

【回答】 郵送の場合、9月30日の消印があれば10月1日からの登録となる

番号取得までの間は、従来の領収書を渡しておいてもらい、後で番号入りの領収書と差し替えれば問題ない。若しくは取引先に番号を通知してもらってもいい

②インボイスの登録をした事業者について、制度が始まる前に取り下げることが可能か？

【回答】 書式は決まっていないが、「取り下げ書」を提出してもらえばよい（紙でも、PDFを貼り付けてe-Taxでも可）制度が始まった10月1日以降は、「適格請求書発行事業者の登録の取り消しを求める旨の届出書」を提出していただければ、登録を取り消すことが出来る。

③取り下げたあと、提出することは可能か？

【回答】 可能

④免税業者が申請する際、登録申請書に個人番号（マイナンバー）を記載する欄があるが、未記載でも受け付けるか？

【回答】 番号の記載がないことのみをもって、收受しないことはない

…と、各質問に対して回答がありました。ただ、9月30日に消印があっても、10月1日から直ぐに使用することが出来るわけではありません。愛知・岐阜・三重・静岡と東海四県で番号集約をする国税庁インボイス登録センターは名古屋市の東区にしかなく、3月末や9月末は書類が煩雑になる恐れがありますので、早めの登録をお願いします（番号発行まで1ヶ月～2ヶ月かかる）

また、制度のメリット・デメリットを確り把握することが大切で、各業種ごとで対応は多少違いますが、一番大きいのは取引先や販売先などのお客さんが自社の経費に使えるが、消費税控除の対象には出来ないため敬遠されてしまう危険があることです。

例えば、飲食店や小売店は業者の方よりも個人の方が利用することが多いですが、よく領収書の提出を求められることが多い店舗や会社への出前・配達が多い店舗は登録すると免税業者であっても消費税の納付や番号対応のレジの導入など負担が増えることもあり、登録するかはその辺りを天秤に掛けつつ判断する必要があります。

もし、判断に困ったら、民商までご相談ください。その人の業者や取引の関係で登録しなくても済むか、登録しなければいけないかを一緒に考えましょう！